

# 報告 8 号

## 真田宝物館名譽館長の任命（委嘱）について

松代藩文化施設条例施行規則第 7 条の 2 第 1 項の規定により、下記の者を  
真田宝物館名譽館長に任命（委嘱）しましたので報告します。

記

選出区分	氏 名	性別	所属等	区分
規則第 7 条 2	眞田 幸俊	男	慶應義塾大学 理工学部教授	

以上 1 名

任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで